熊本学園大学 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための行動指針

本指針は、熊本県のリスクレベルと学内の感染状況を踏まえた大学独自の警戒レベルを設定し、本学の行動制限を可視化するものです。 黄色は現在の行動制限の状態を示しています。

大学独自の警戒レベル	区分	授業	研究活動	教職員の出張 ※ 1	学生の入構	課外活動 ※2	本学主催イベント等	事務局体制	会議・委員会	施設貸出	学外者の入構
0	通常	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
1	一部制限	感染拡大防止に留意 して、原則として対面 授業を実施		許可 ・緊急事態宣言相当 の発令がある地域 への出張は自粛。 ただし、学長が許可した場合は可	感染拡大防止に留意して入構を許可	活動許可 ・活動を承認された 団体に限り、健康 観察票を提出し感 染拡大防止対策を 実施した上で許可	感染拡大防止対策を 実施して許可	感染拡大防止対策を 実施して通常勤務を 実施	感染拡大防止対策を 実施して対面会議を 許可	感染対策基準を満た すことを条件に貸出 を許可	感染拡大防止に留意 して入構を許可
2	制限(小)	感染拡大防止に留意 して対面授業を基本 とする。一部で遠隔 授業を実施	感染拡大防止に留意 しつつ、活動方法等を 適切に判断した上で 通常通りの研究活動 を許可	必要性の高い出張は 許可 ・緊急事態宣言相当 の発令がある地域 への出張は自粛。た だし、学長が許可し た場合は可	感染拡大防止に留意 して入構を許可 ・すみやかに退出	活動許可 ・合宿・県外遠征等の 感染リスクが高い 活動については、延 期または中止を判 断する場合がある	感染拡大防止対策を 実施して許可 ・感染拡大地域から の移動を伴うもの は、開催の必要性 や実施方法を検討	感染拡大防止対策を 実施して通常業務を 実施	感染拡大防止対策を 実施して対面会議を 許可 ・書面会議又はオン ライン会議の推奨	当該施設の利用者を 把握でき、感染対策 基準を満たすことを 条件に貸出を許可	学内入構制限 ・大学構内での滞在 時間を必要最小限 にとどめ許可
3	制限(中)	遠隔授業を基本とする。一部で感染拡大 防止に留意して対面 授業を実施	学内にて研究活動を 行う必要性が高い場 合に限り、感染拡大 防止に留意して学内 での研究活動を許可	原則として自粛 ・学長が許可した場 合は可	感染拡大防止に留意 して入構を許可 ・大学構内での滞在 時間を必要最小限 にとどめる	活動の制限 ・国や県などが示す 方針を参考に、活動範囲を限定する	原則として中止又は 延期 ・ただし、参加者を 把握できる場合は 許可 ・オンライン開催は 可	感染拡大防止対策を 実施して通常業務を 実施 ・必要に応じて在宅 勤務、時短勤務を 可	感染拡大防止対策を 実施して対面会議を 許可 ・書面会議又はオン ライン会議の積極 的活用	原則として貸出不可・学長が許可した場 合は可	学内入構制限 ・学長が許可した場 合は可
4	制限(大)	遠隔授業のみ実施	原則として在宅での 研究 ・必要な場合のみ入 構を許可	原則として禁止 ・学長が特別に許可 した場合は可	原則として入構禁止 ・窓口相談、提出等 は、当該部署へ事前に 連絡し許可	原則として禁止 ・ただし、公式大会へ の参加など学長が 特別に許可した場合は可	原則として中止又は 延期 ・オンライン開催は 可	各課の実情に応じ半 数程度の勤務体制を 検討 ・さらに深刻な場合 は、大学機能を最 低限維持するため 必要最小限の勤務 体制	可能な限り書面会議 又はオンライン会議 で実施 ・さらに深刻な場合 は、原則として対 面会議は中止又は 延期	原則として貸出不可・学長が特別に許可 した場合は可	原則として入構禁止 ・学長が特別に許可 した場合は可

[□] 行動指針は、必要に応じて対策本部にて、適宜、見直す。

[□] 大学独自の警戒レベルは、熊本県のリスクレベルを参考に、大学での状況を加味して決定する。

^{□ ※1・※2} 教職員の出張および課外活動における引率は、学長が許可した場合、自身の行動履歴((別紙① PDF/Excel)を把握し、帰宅後は2週間の健康観察(別紙② PDF/Excel)を行うこと。